

第一編 第三次推進計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

県教育委員会では、三重の教育のあるべき姿を示した「三重県教育振興ビジョン」を平成11年3月に策定し、これを指針として、本県の教育を推進しているところです。

このビジョンでは、いつの時代においても、人として常に心がけていなくてはならないことやしっかりと身につけてはならないことを3つの基本目標として掲げ、その実現のために、5つの重点目標を設定しています。

また、5つの重点目標のもとに31の施策を設定し、このビジョンの計画期間である平成22年度までに取り組むべき事項について、その方向性を示しています。

これまで、第一次推進計画（計画期間：平成11年度から平成13年度まで）、第二次推進計画（計画期間：平成14年度から平成16年度まで）を策定し、これに基づいて、具体的な施策の展開を図ってきたところです。

今後も、本県の教育行政を着実に進めていくため、施策ごとの取組方向や主な取組内容を取りまとめた、「三重県教育振興ビジョン第三次推進計画」を策定し、本県の教育の指針とします。

「第三次推進計画」においては、教育行政を取り巻く状況の変化や次代を担う子どもたちに関わる様々な環境の変化等から生じている新たな課題への対応策についても、計画の中に位置づけていくこととします。

平成16年4月から、おおむね10年先を見据えた県政の目指すべき将来像とその実現に向けた筋道を示した総合計画「県民しあわせプラン」がスタートしました。

「三重県教育振興ビジョン」は、この総合計画を補完する教育分野の個別計画として位置づけられており、第三次推進計画についても、総合計画と一体となった施策の展開が図られるよう策定することとします。

教育に関する施策は、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、家庭、地域などが連携してそれぞれの役割を果たし、総合的に取り組むことが重要です。このため、この計画における主な取組内容について、県が主体となって取り組むもの、市町村や家庭、地域に期待されるもの等に分類・整理し、連携して取組を進めてまいりたいと考えています。

2 計画の期間

計画期間は、平成17年度から平成18年度までの2年間とします。

「県民しあわせプラン」を的確に進行管理するための中期実施計画として策定された、県民しあわせプラン戦略計画の計画期間が、平成18年度までであることから、この戦略計画と整合性を図りながら、各種事業の実施や進行管理を行うこととし、「第三次推進計画」の計画期間についても、平成18年度までとします。